

本資料はメタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジックや、集計情報ファイルの項目に対して計算フローや判定仕様を示す。

【目次】

1. メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック

2. 集計情報ファイルの計算に係る前提条件

- 郵便番号判定
- 対象年齢の考え方

3. 集計情報ファイルの計算方法

- 集計情報ファイルの項目一覧
- 特定健康診査受診者数
- 評価対象者数
- 内臓脂肪症候群該当者数、内臓脂肪症候群予備群者数
- 薬剤を服用している者の数
- 特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導対象者から除外した者の数
- 特定保健指導の利用者数
- 特定保健指導（積極的支援レベル）の対象者数、特定保健指導（動機付け支援レベル）の対象者数
- 特定保健指導（積極的支援）の終了者数、特定保健指導（動機付け支援相当）の終了者数、特定保健指導（動機付け支援）の終了者数
- 特定保健指導開始後に、服薬確認により特定保健指導対象者から除外した者の数

○フロー図に用いる演算子(記号)について

演算子	意味
A == B	AとBは同じ
A != B	AとBは同じではない
A && B	AかつB
A B	AまたはB

1. メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック

①桁まるめの方法

数値データでまるめを行う必要がある場合にはどの項目においても四捨五入により指定された桁数にするものとする。

桁数の情報は、付属2「XML用特定健診項目情報」の「数値型の場合の形式」に従う。
小数点以下の取り扱いの記載がない項目は、整数値である。計算によって整数値化する場合にも上記のルールに従い、小数点以下1位の桁まで計算し四捨五入により整数値化すること。

②小数点以下の桁の値がゼロの場合、あるべき桁が存在しない場合の取扱い

ファイル作成側：

小数点以下n桁の指示がある場合にその桁の数値が0である場合には、0を出力する必要はない。

例) 身長180.0cmの場合、180と出力してもよい。

ファイル受理側：

小数点以下n桁の指示があるにもかかわらずn未満の桁数しか存在しないデータを受理した場合には、その桁の値は0であったとみなして処理を行うこととし、返戻扱いはしない。

例) 身長のデータとして180.0と格納されているべきところに180とだけ格納されている場合には、180.0と格納されていたとして処理を行う。

事業者健診（労働安全衛生法および学校保健安全法に基づく健診）等、他の制度に基づく健診においては、数値データの形式（小数点以下の桁数）についての制限等はないことから、小数点以下n桁を超える数値データを受理した場合も異常データとはしない。ただし、作成側と受理側とで個別に合意されている場合はこの限りではない。

なお、法定報告においては、指定された数値データ形式での報告が必要である。

③検査結果が桁数を越えた場合の取扱い

測定値が入力範囲上限・下限に達した場合の測定値の記載のように、以下のルールを用いて記述を行う。

測定値が最大バイト長（*1）の表現範囲を超えた場合は、表現範囲の最大値を記載する。

*1) 付属2「XML用特定健診項目情報」の「最大バイト長」、「数値型の場合の形式」を参照のこと。

「数値型の場合の形式」が、「NNNNN」ならば、「99999」を記載する。

検査装置からの出力が装置の測定範囲内を示している場合の運用であり、検査装置の測定限界を超えた異常な値を示した場合は、「特定健診・特定保健指導の電子的なデータ標準様式特定健診情報ファイル（健診・保健指導機関等→医療保険者）仕様説明書Version 4」3.3.2.3.5の測定不能の記述を行うこと。

1. メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック

④ 欠損値の基本的な考え方

必須とされている項目については、当該検査項目コードが出現していなければ欠損として取り扱われる。検査項目コードが出現していたとしても、未実施として報告されているのであれば、欠損として取り扱われる。

問診における必須項目について未回答の場合の記述であるが、空欄であった以上、実施機関が独自に値を設定することは許されない。したがって、未実施または判定不能を用いて記述することになり、欠損値として取り扱われることになる。このような事態を防ぐためには、手引き等に記載されるように、問診票の工夫や医師面談時に空欄であれば聞き取りを行う等、運用面において工夫を凝らすことも重要である。

計測行為		本仕様上の記載	メタボリックシンドローム判定・指導レベル等への利用	欠損値
実施	数値型：記述範囲外	9埋め+H	○	非欠損
	数値型：入力上限以上	値+H	○	非欠損
	数値型：入力範囲内	値	○	非欠損
	数値型：入力下限以下	値+L	○	非欠損
	コード型：データあり	コード値	○	非欠損
	生理等により尿検査除外等	測定不能	×	非欠損
	喫煙・服薬問診未回答 検体破損 機器の測定限界外	測定不能	×	欠損扱い
未実施	未実施	×	欠損扱い	
計測実施の有無にかかわらず、必須項目において当該項目コードが未出現			×	欠損扱い

1. メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック

⑤判定において欠損値がある場合の判定の考え方

判定結果が確定せず、追加情報（リスク群）の発生により、よりリスクの高いレベルと判定される可能性のある場合は、一旦「判定不能」として取り扱う。ただし、支払基金への報告時点においても不足情報が入手出来なかった場合は、その時点で入手できている情報から算出される判定結果を報告する必要がある。参考までに、保健指導レベル判定における、確定リスク数と欠損による未確定リスク数の関係を下に示す。

<腹囲が基準以上の場合>

該当確定リスク数 \ 未確定リスク数	0	1	2	3	4
0	情	不	不	不	不
1	動	不	不	不	
2	積	積	積		
3	積	積			
4	積				

情：「情報提供レベル」 動：「動機づけ支援レベル」 積：「積極的支援レベル」 不：判定不能

<腹囲が基準未満かつBMIが25以上の場合>

該当確定リスク数 \ 未確定リスク数	0	1	2	3	4
0	情	不	不	不	不
1	動	動	不	不	
2	動	不	不		
3	積	積			
4	積				

情：「情報提供レベル」 動：「動機づけ支援レベル」 積：「積極的支援レベル」 不：判定不能

ただし、喫煙におけるリスクについては、回答があった場合でも血糖・血圧・脂質にて未確定リスクがある場合は、リスクが確定しないことを考慮する必要がある。

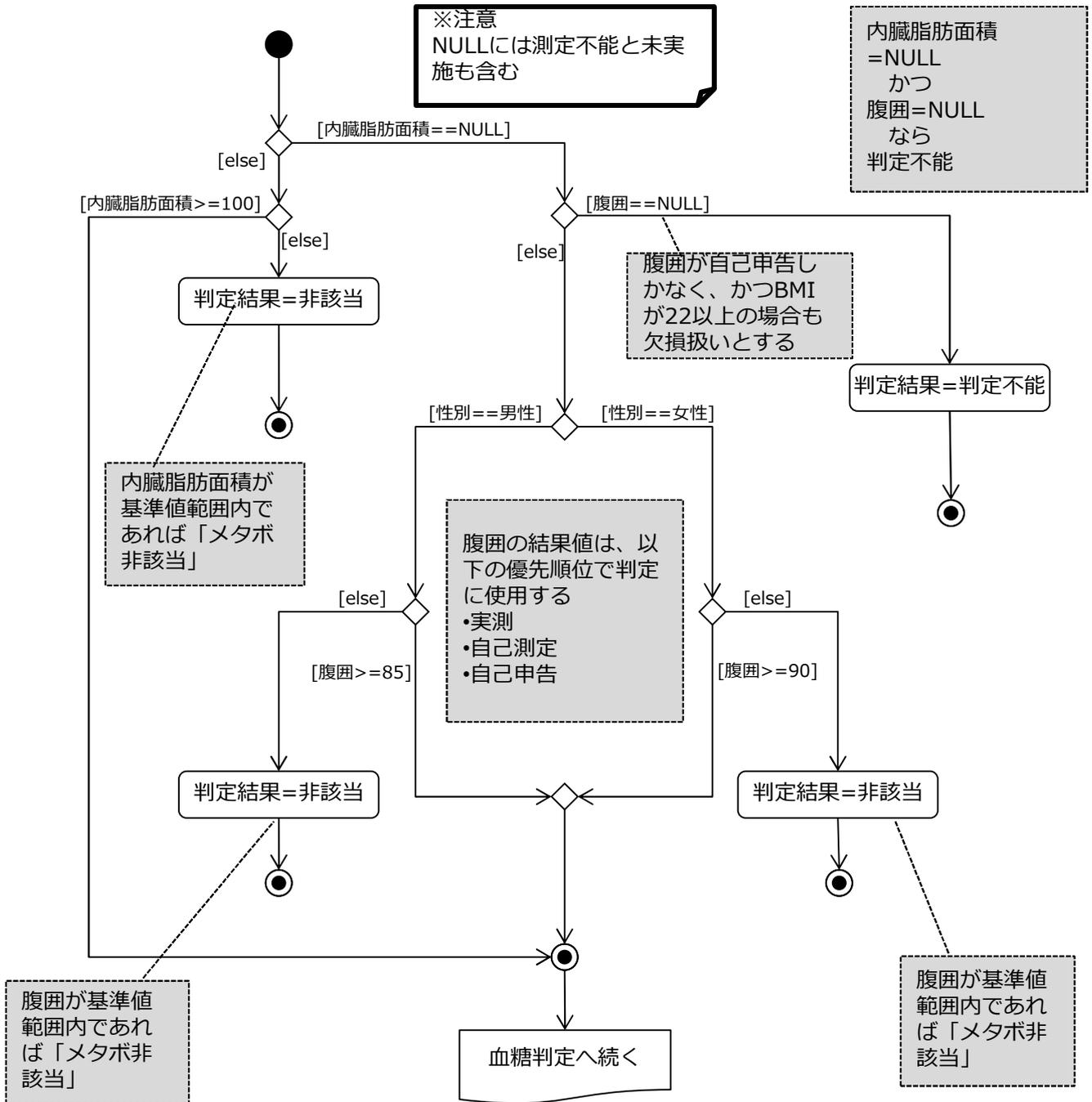
「動機づけ支援レベル」か「積極的支援レベル」かが確定せず、「判定不能」となるケースにおいて、65歳以上の場合は、「動機づけ支援レベル」に確定すると考えることも可能であることから、そのように判定をすることも可能とする。（65歳以上であり、かつ太文字の「不」に相当する場合。）

1. メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジック

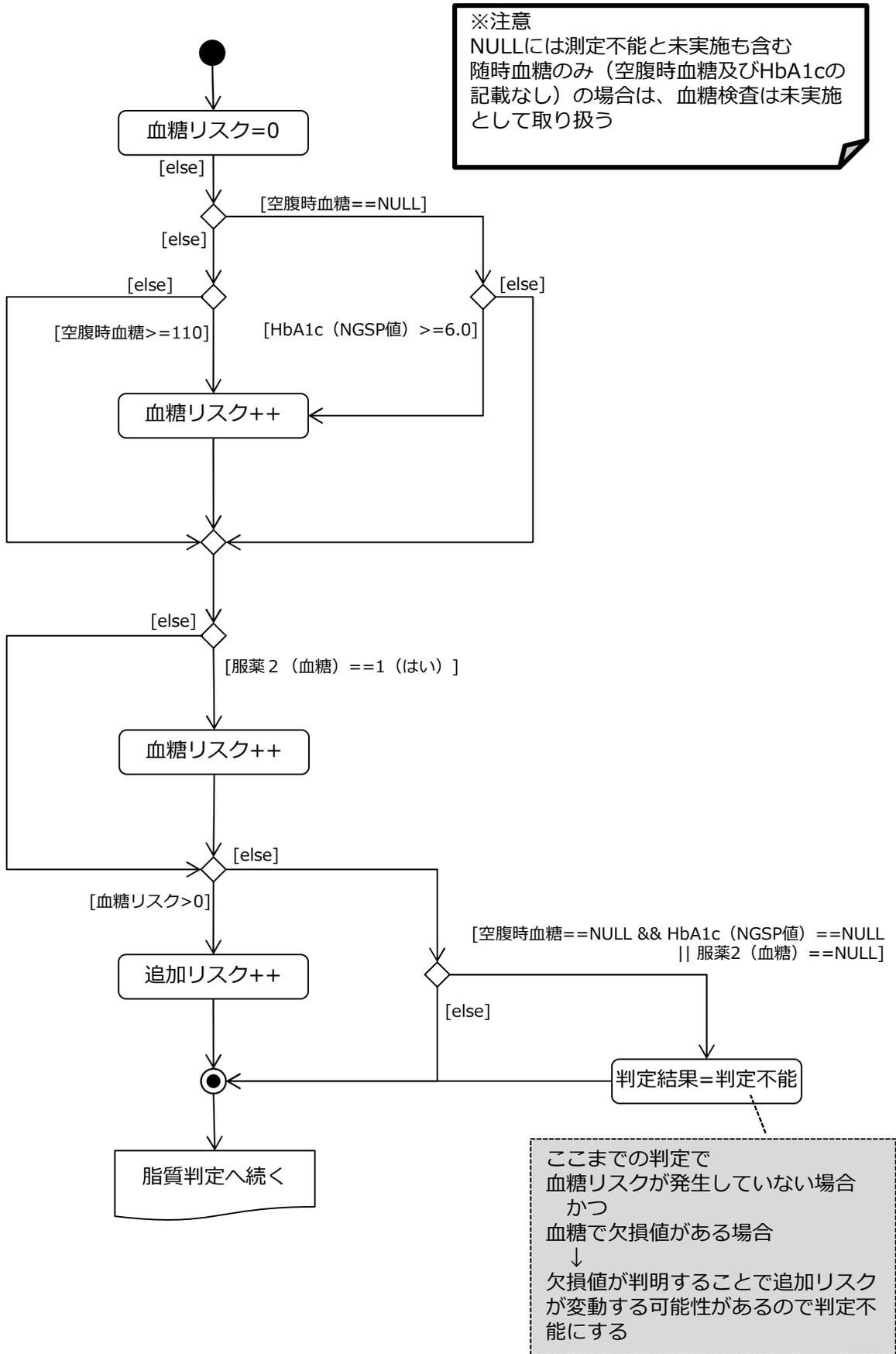
また、「動機づけ支援レベル」か「積極的支援レベル」かが確定せず、「判定不能」となるケースにおいて、少なくとも「動機づけ支援レベル」以上に確定すると考えられる場合、保健指導を行うことが出来る。ただし、国への報告時点において確定した保健指導レベルと実際に実施された保健指導内容がレベル的に異なる場合、次のように取り扱う。積極的支援対象者と確定した者に対して、動機づけ支援を行った場合、保健指導終了者としてカウントすることはできない。動機づけ支援対象者として確定した者に対して、積極的支援を行った場合、動機づけ支援の保健指導終了者としてカウントすることが出来る。

次ページより、欠損値を考慮した際の判定のフローの例を示す。

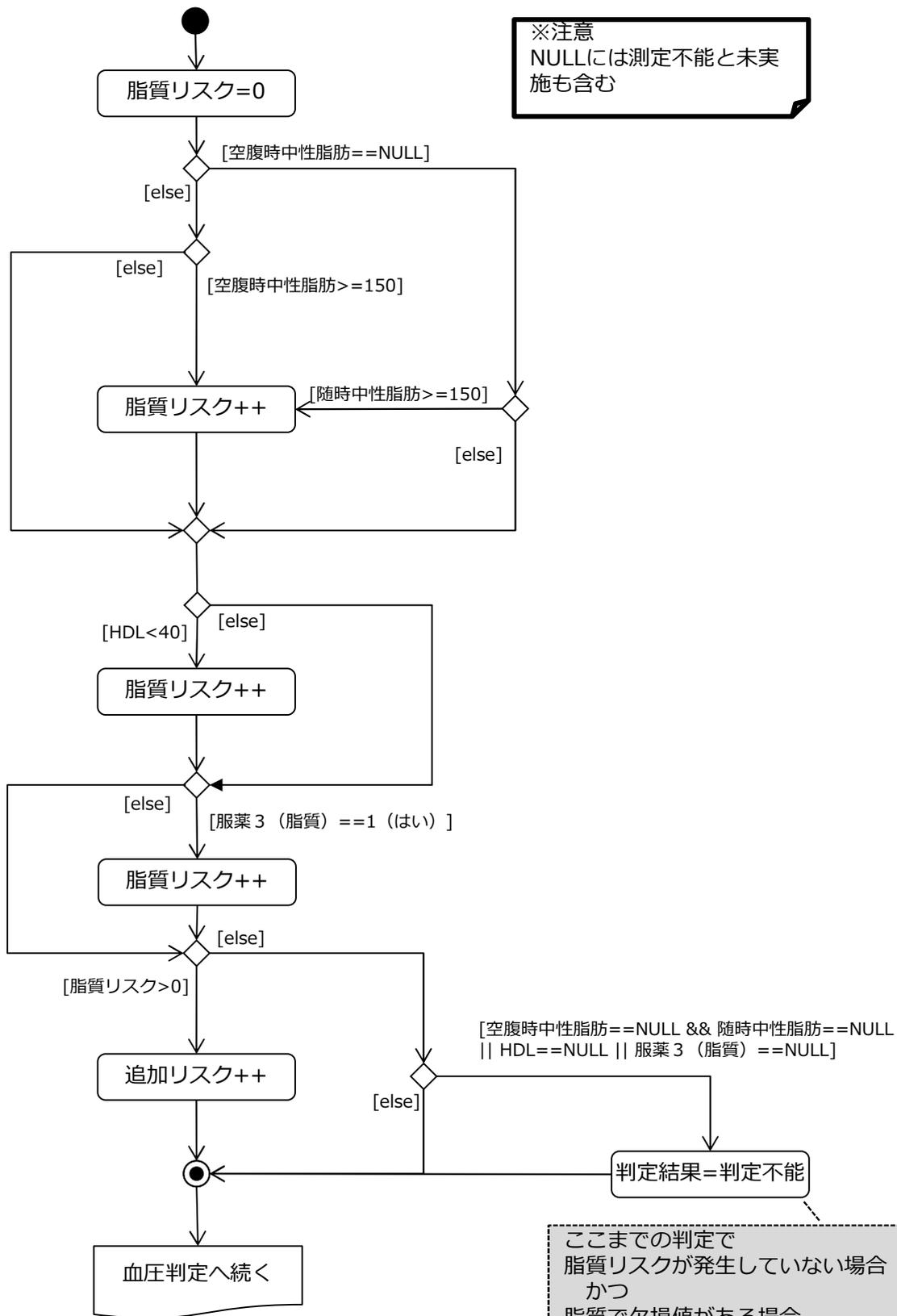
1. メタボリックシンドローム判定 1 (内臓脂肪面積&腹囲判定)



1. メタボリックシンドローム判定 2 (血糖判定)



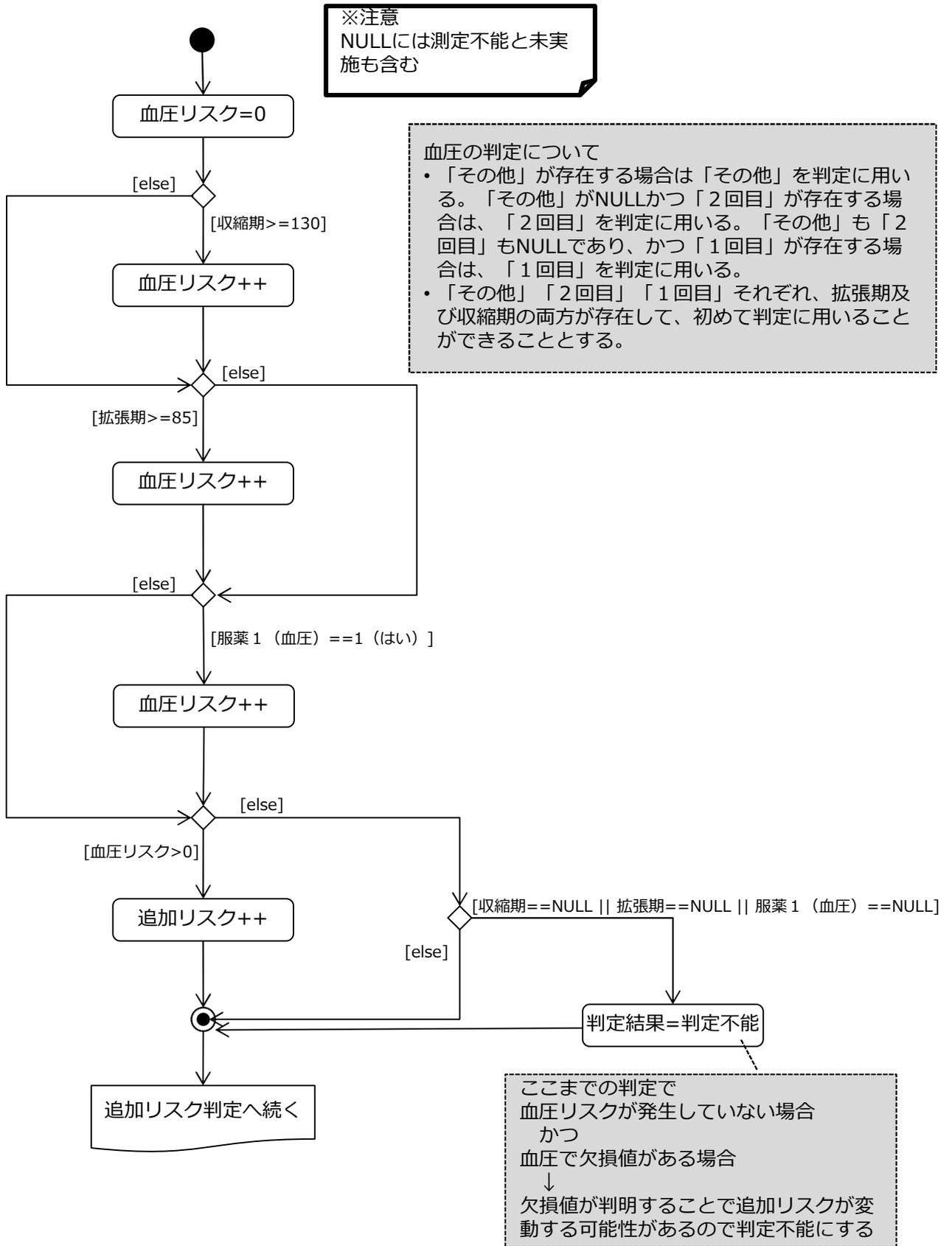
1. メタボリックシンドローム判定 3 (脂質判定)



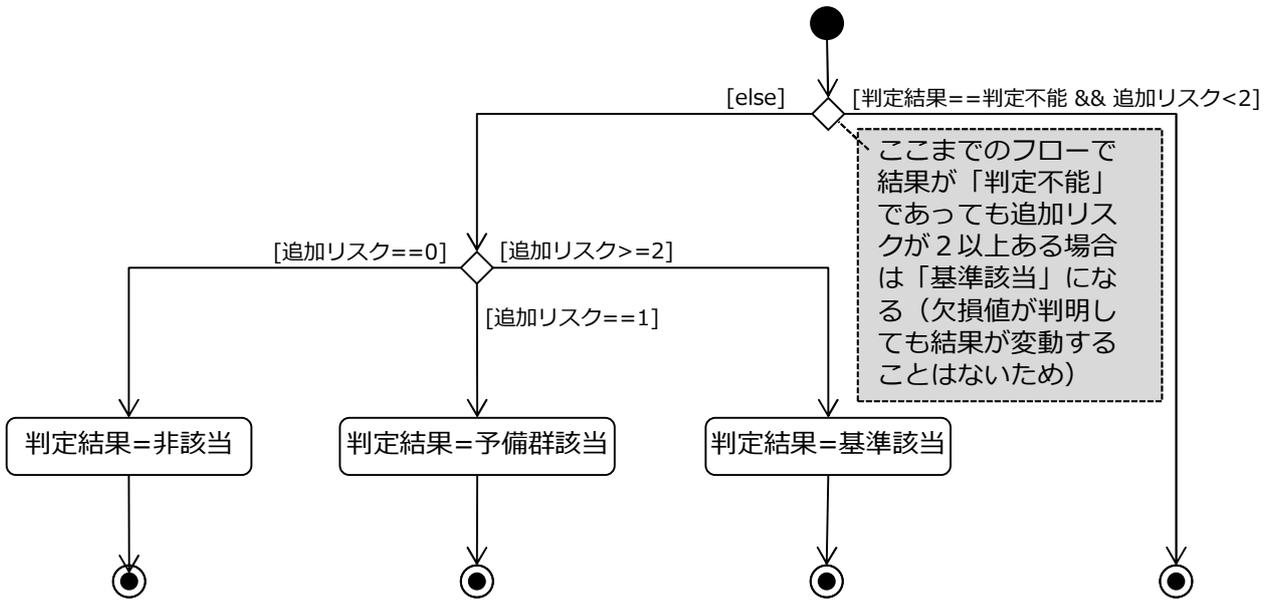
※注意
NULLには測定不能と未実施も含む

ここまでの判定で
脂質リスクが発生していない場合
かつ
脂質で欠損値がある場合
↓
欠損値が判明することで追加リスクが変動する可能性があるので判定不能にする

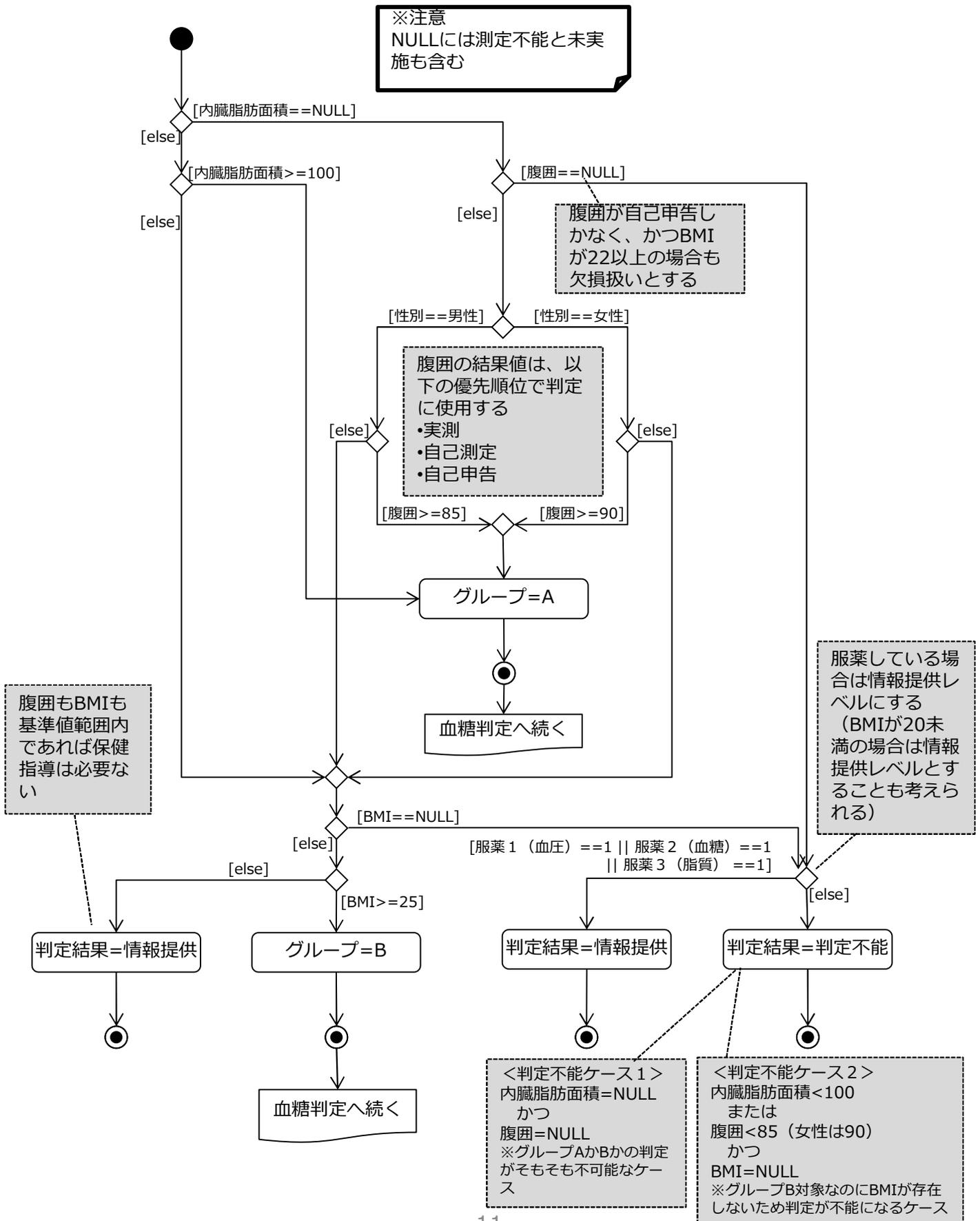
1. メタボリックシンドローム判定 4 (血圧判定)



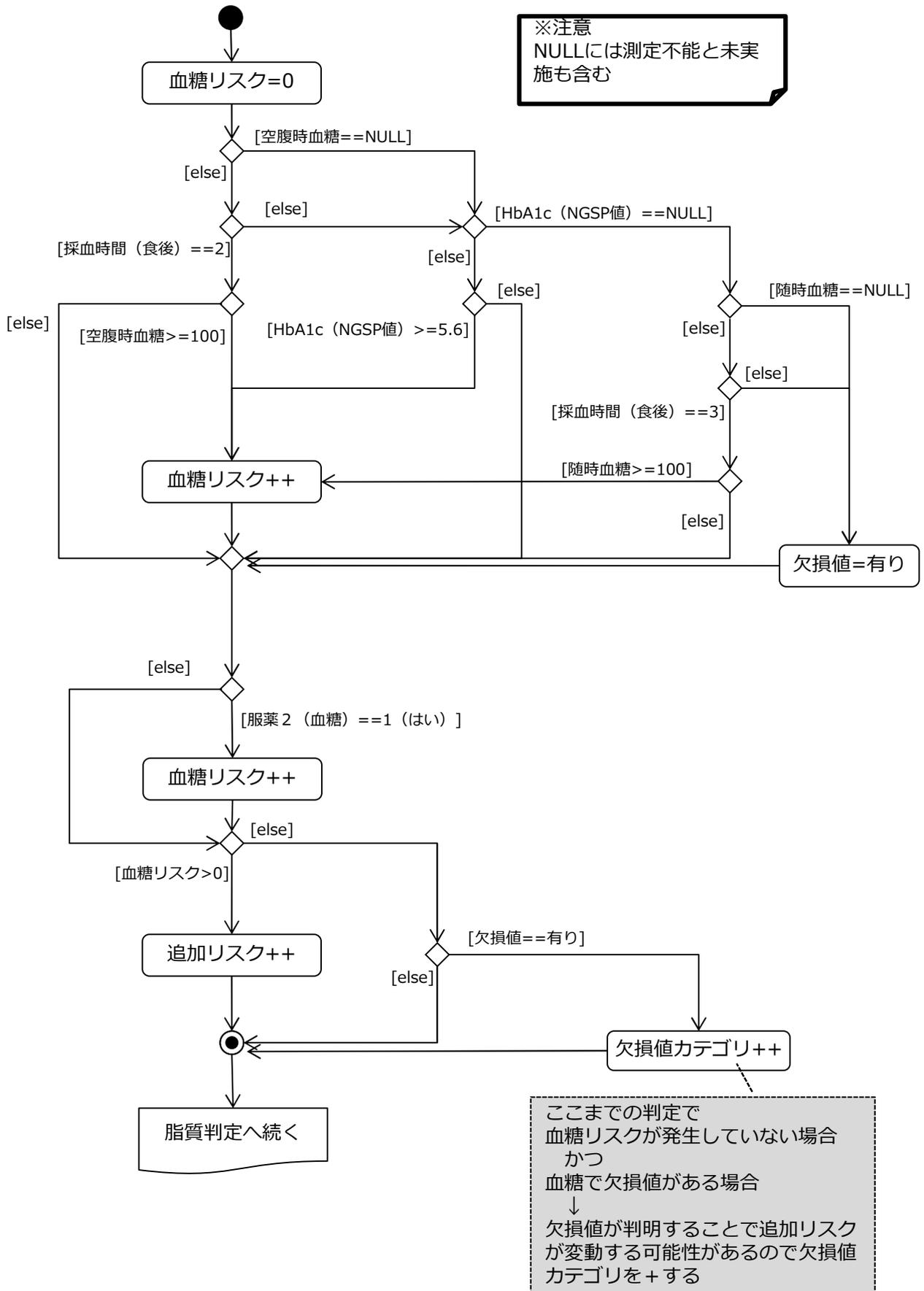
1. メタボリックシンドローム判定 5 (追加リスク判定)



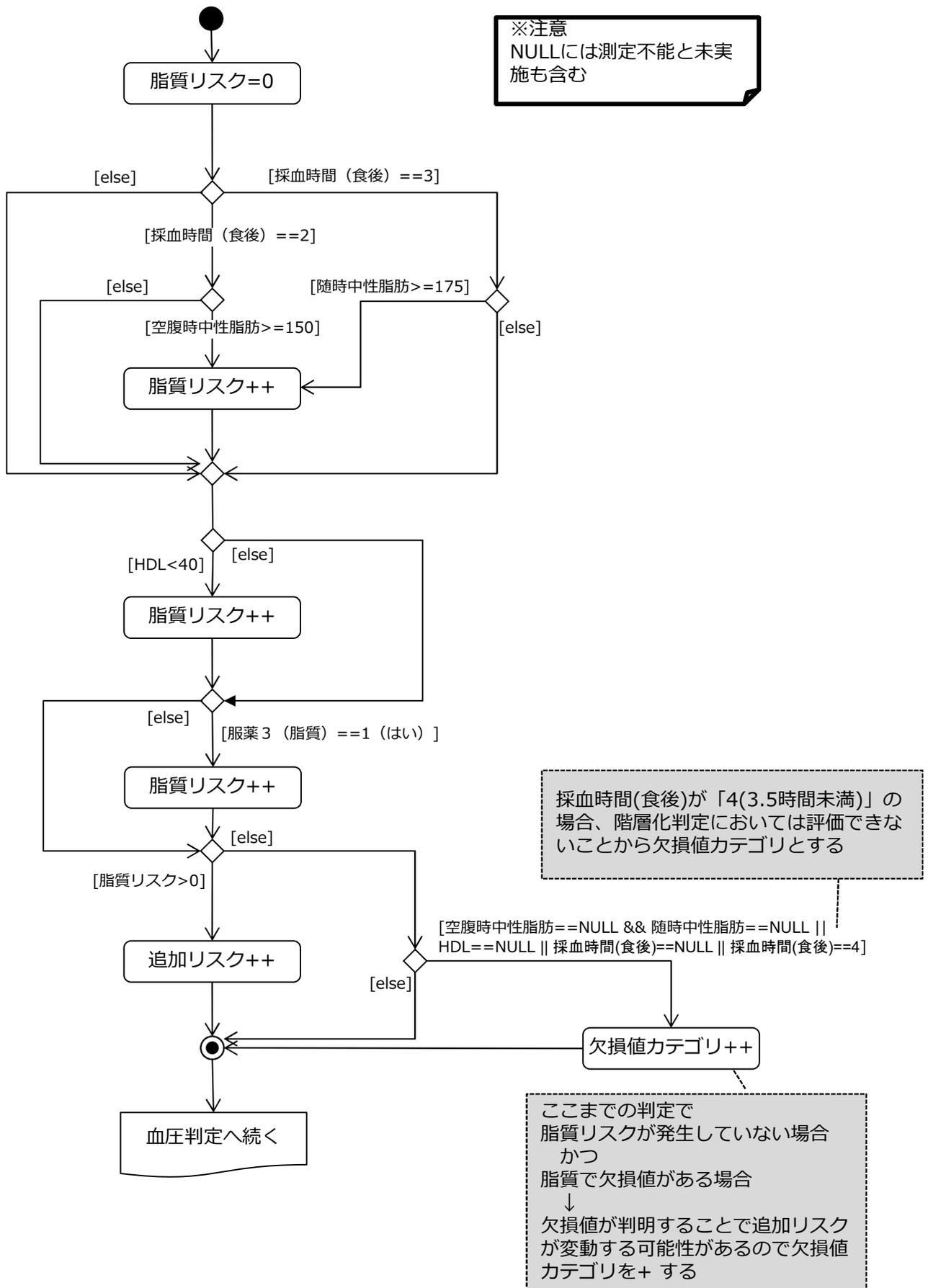
1. 保健指導レベル判定 1 (内臓脂肪面積・腹囲判定&BMI判定)



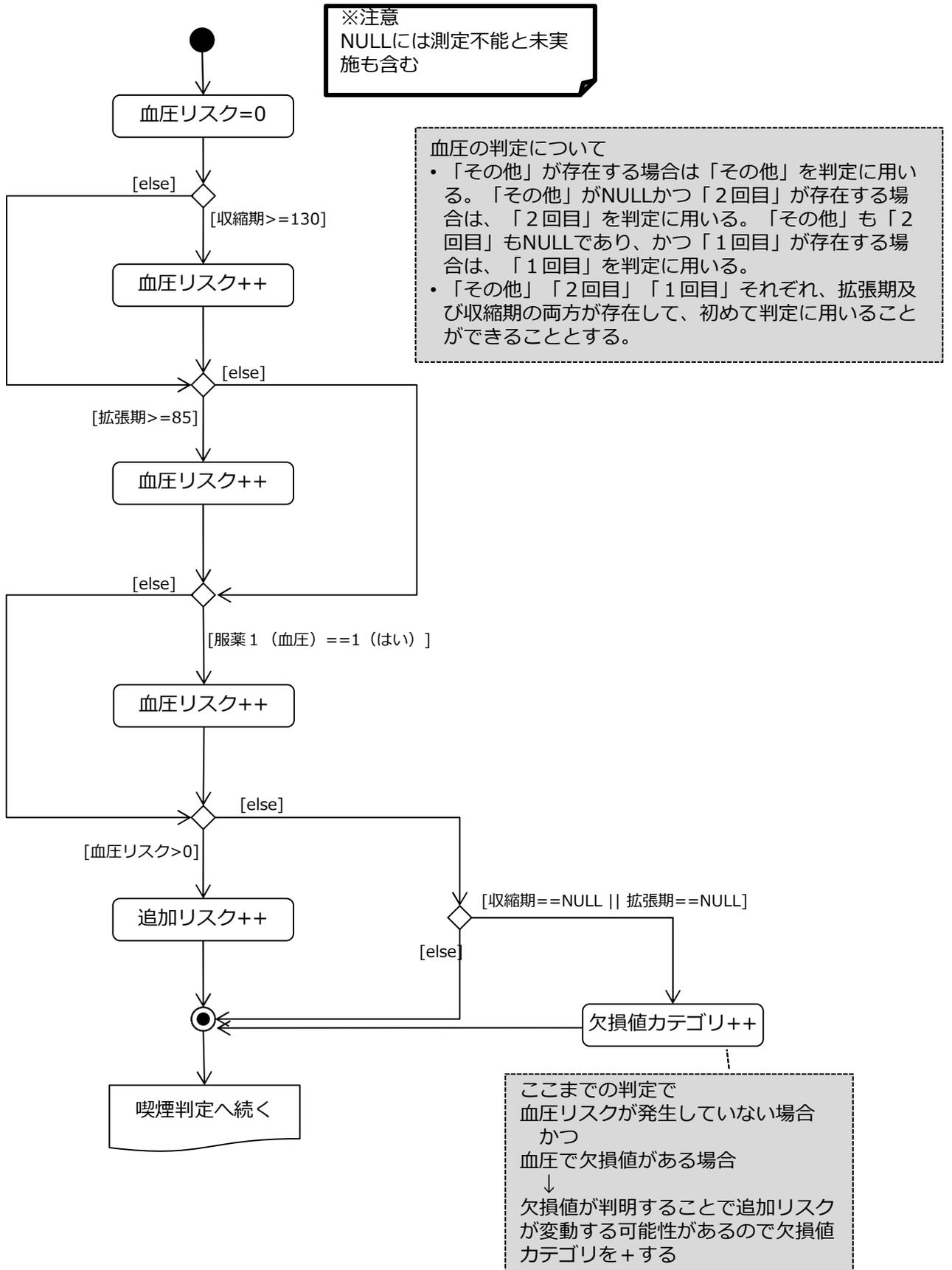
1. 保健指導レベル判定 2 (血糖判定)



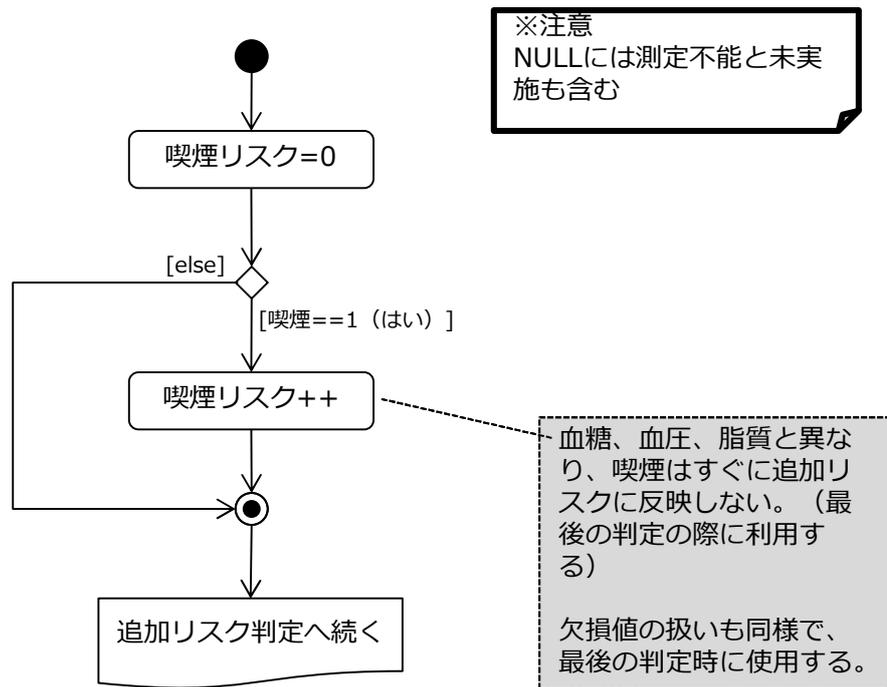
1. 保健指導レベル判定 3 (脂質判定)



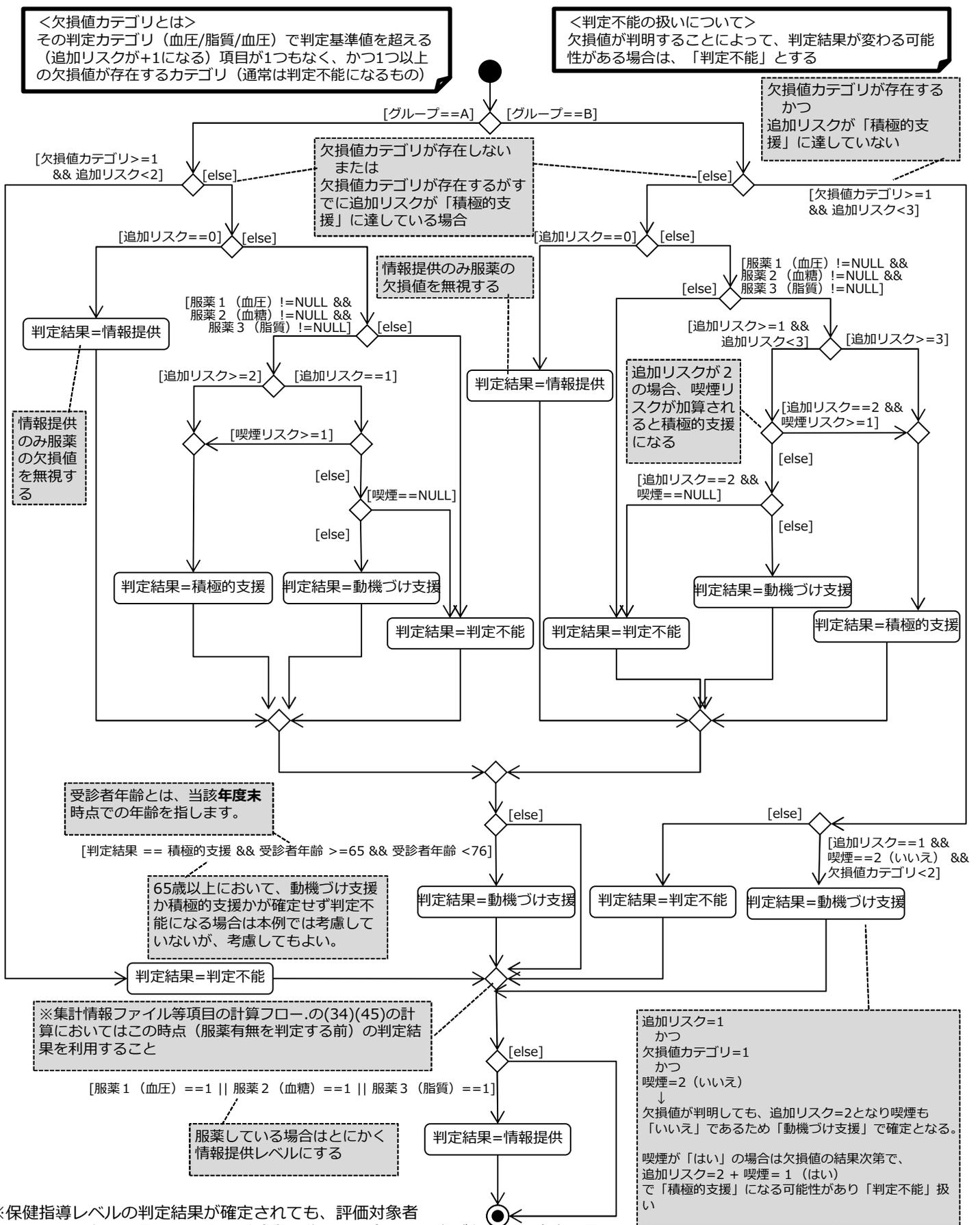
1. 保健指導レベル判定 4 (血圧判定)



1. 保健指導レベル判定 5 (喫煙判定)



1. 保健指導レベル判定6（追加リスク判定）



※保健指導レベルの判定結果が確定されても、評価対象者としてカウントされることから、受診率の分子には含まない事があるので注意する。

2. 集計情報ファイルの計算に係る前提条件 - 郵便番号判定

【郵便番号判定】

郵便番号の存在確認は上位2桁について判定を行う。以下の表に当てはまる場合に集計対象とする。ただし、郵便番号が「000-0000」、「999-9999」となっている場合は対象外とする。

上2桁	都道府県	上2桁	都道府県	上2桁	都道府県	上2桁	都道府県
00	北海道	25	神奈川県	50	岐阜県	75	山口県
01	秋田県	26	千葉県	51	三重県	76	香川県
02	岩手県	27	千葉県	52	滋賀県	77	徳島県
03	青森県	28	千葉県	53	大阪府	78	高知県
04	北海道	29	千葉県	54	大阪府	79	愛媛県
05	北海道	30	茨城県	55	大阪府	80	福岡県
06	北海道	31	茨城県	56	大阪府	81	福岡県
07	北海道	32	栃木県	57	大阪府	82	福岡県
08	北海道	33	埼玉県	58	大阪府	83	福岡県
09	北海道	34	埼玉県	59	大阪府	84	佐賀県
10	東京都	35	埼玉県	60	京都府	85	長崎県
11	東京都	36	埼玉県	61	京都府	86	熊本県
12	東京都	37	群馬県	62	京都府	87	大分県
13	東京都	38	長野県	63	奈良県	88	宮崎県
14	東京都	39	長野県	64	和歌山県	89	鹿児島県
15	東京都	40	山梨県	65	兵庫県	90	沖縄県
16	東京都	41	静岡県	66	兵庫県	91	福井県
17	東京都	42	静岡県	67	兵庫県	92	石川県
18	東京都	43	静岡県	68	鳥取県	93	富山県
19	東京都	44	愛知県	69	島根県	94	新潟県
20	東京都	45	愛知県	70	岡山県	95	新潟県
21	神奈川県	46	愛知県	71	岡山県	96	福島県
22	神奈川県	47	愛知県	72	広島県	97	福島県
23	神奈川県	48	愛知県	73	広島県	98	宮城県
24	神奈川県	49	愛知県	74	山口県	99	山形県

2. 集計情報ファイルの計算に係る前提条件 - 対象年齢の考え方

【年齢の考え方】

特定健診の受診者・特定保健指導の終了者などの判定する際に、年度末年齢を用いて判定を行う。具体的な判定例は【対象年齢の具体例】を参照。

【特定健診の場合】

特定健診情報ファイルにおいて、年度末年齢(健診実施年月日)が40～74歳である場合、対象とする

○年度末年齢(健診実施年月日)

年度末年齢(健診実施年月日)は「健診実施年月日」(受診日)を起点として下記計算式に従う。生年月はその年度の4月として換算し取り扱う。年齢算出が出来ない場合、算出した結果がマイナスになる場合は、集計対象外とする。

- ・生年月の月が01(1月)、02(2月)、03(3月)の場合、
健診実施年月(YYYYMM形式) - ((生年月のYYYY - 1) || '04')とした後、先頭2桁を取得
- ・生年月の月が01(1月)、02(2月)、03(3月)以外の場合、
健診実施年月(YYYYMM形式) - ((生年月のYYYY) || '04')とした後、先頭2桁を取得

【特定保健指導の場合】

特定保健指導情報ファイルにおいて以下のいずれかに当てはまる場合、対象とする

- ・年度末年齢(健診実施年月日)が40～64歳の場合
- ・年度末年齢(健診実施年月日)が65～74歳かつ保健指導区分が2の場合

※特定保健指導の実績評価前に75歳となった場合、途中終了として報告することに留意

【集計情報ファイルの年齢階層の考え方】

集計情報ファイルでは年齢階層(5歳階層)別に集計するが、その際の年齢の考え方は、年度末年齢(健診実施年月日)に準ずる。

3. 集計情報ファイルの計算方法 - 項目一覧 (1/3)

No	項目	備考	本資料の対象
1	特定健康診査対象者数 ※1	当該年齢層における対象者数	
2	特定健康診査の対象となる被扶養者の数	被用者保険の保険者のみ記録	
3	2のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数	被用者保険の保険者のみ記録	
4	全体 特定健康診査受診者数 (人)	1のうち、定められた健診項目を全て受診した者の数	○
5	健診受診率 (%)	$= 4 / 1 * 100$	
6	評価対象者数 (人)	4の健診完了者に加え、全ての健診は受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数	○
7	内臓脂肪症候群該当者数 (人)		○
8	内臓脂肪症候群該当者割合 (%)	$= 7 / 6 * 100$	
9	内臓脂肪症候群予備群者数 (人)		○
10	内臓脂肪症候群予備群者割合 (%)	$= 9 / 6 * 100$	
11	服薬中の者 高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数 (人)		○
12	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (%)	$= 11 / 6 * 100$	
13	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数 (人)		○
14	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (%)	$= 13 / 6 * 100$	
15	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数 (人)		○
16	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (%)	$= 15 / 6 * 100$	
17	内臓脂肪症候群該当者の減少率 昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数 (人)		
18	17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数 (人)		
19	17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合 (%)	$= 18 / 17 * 100$	
20	17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数 (人)		
21	17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合 (%)	$= 20 / 17 * 100$	
22	内臓脂肪症候群該当者の減少率	$= (18 + 20) / 17 * 100$	
23	内臓脂肪症候群予備群の減少率 昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数 (人)		
24	23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数(人)		
25	23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合 (%)	$= 24 / 23 * 100$	

※1 健診対象者数は当該年度で毎年4月1日を基準とし、その年度中に異動した者及び除外基準を満たす者を除く。

※2 検査結果の改善により、特定保健指導の対象から外れたのみをカウントする(服薬中の者となることにより、特定保健指導の対象から外れたものを除く)。

※ 「昨年度」欄には実施年度の前年度の集計結果をそのまま記録し、「増減」欄には「昨年度」欄の数値から「今年度」欄の数値を減じた数を記録する(単位が%の項目についてもそのまま減算した結果を記録)。なお、「今年度」欄や「昨年度」欄に小数点以下の数値が発生する場合は、それぞれの欄において端数処理(小数点以下第2位で四捨五入)を行った後に差異の計算を行う。

※ 健診受診率や内臓脂肪症候群該当者の割合等小数点以下の数値が生じうる事項については、小数点以下第2位で四捨五入を行い、小数点以下第1位までの値で記録することとする。なお、小数点以下の数値が生じない場合は小数点以下第1位については0を記録する。

※ 本報告は、主として健診結果・質問票情報及び保健指導情報のデータから集計を行う。なお、備考欄に算出式のあるものについては、健診結果・質問票等から集計しなくとも算出式を用いることで集計値の作成が可能。

3. 集計情報ファイルの計算方法 - 項目一覧 (2/3)

No	項目	備考	本資料の対象
26	保健指導対象者の減少率		
27	26のうち、今年度は特定保健指導対象でなくなった者の数 (人) ※2		
28	特定保健指導対象者の減少率 (%)	= 27 / 26 * 100	
29	特定保健指導対象者の減少率		
30	29のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数 (人)		
31	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 (%)	= 30 / 29 * 100	
32	特定保健指導 (積極的支援レベル) の対象者数 (人)	6のうち、実施基準(※3)第8条第2項の規定に該当する者	○
33	特定保健指導 (積極的支援レベル) の対象者の割合 (%)	= 32 / 6 * 100	
34	特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導 (積極的支援レベル) 対象者から除外した者の数 (人)		○
35	特定保健指導 (積極的支援) の利用者数 (人)	初回面接を実施した者 (※4) の数	○
36	特定保健指導 (動機付け支援相当) の利用者数 (人)	初回面接を実施した者 (※4) の数	○
37	特定保健指導 (積極的支援レベル) の利用者の割合 (%)	= (35 + 36) / 32 * 100	
38	特定保健指導 (積極的支援) の終了者数 (人)	実績評価まで完了した者(実績評価において、度重なる連絡にも応答がなく未実施の場合も完了と見做す)	○
39	特定保健指導 (動機付け支援相当) の終了者数 (人)		○
40	特定保健指導開始後に、服薬確認により特定保健指導 (積極的支援) 対象者から除外した者の数 (人)		○
41	特定保健指導開始後に、服薬確認により特定保健指導 (動機付け支援相当) 対象者から除外した者の数 (人)		○
42	特定保健指導 (積極的支援レベル) の終了者の割合 (%)	= (38 + 39) / (32 - 40 - 41) * 100	
43	特定保健指導 (動機付け支援レベル) の対象者数 (人)	6のうち、実施基準(※3)第7条第2項の規定に該当する者	○
44	特定保健指導 (動機付け支援レベル) の対象者の割合 (%)	= 43 / 6 * 100	
45	特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導 (動機付け支援レベル) 対象者から除外した者の数 (人)		○
46	特定保健指導 (動機付け支援) の利用者数 (人)	初回面接を実施した者 (※4) の数	○
47	特定保健指導 (動機付け支援レベル) の利用者の割合 (%)	= 46 / 43 * 100	
48	特定保健指導 (動機付け支援) の終了者数 (人)	実績評価まで完了した者(度重なる連絡にも応答がなく未実施の場合も完了と見做す)	○
49	特定保健指導開始後に、服薬確認により特定保健指導 (動機付け支援) 対象者から除外した者の数 (人)		○
50	特定保健指導 (動機付け支援) の終了者の割合 (%)	= 48 / (43 - 49) * 100	
51	特定保健指導の対象者数 (小計) (人)	= 32 - 40 - 41 + 43 - 49	
52	特定保健指導の終了者数 (小計) (人)	= 38 + 39 + 48	
53	特定保健指導の終了者 (小計) の割合 (%)	= 52 / 51 * 100	

※3 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)

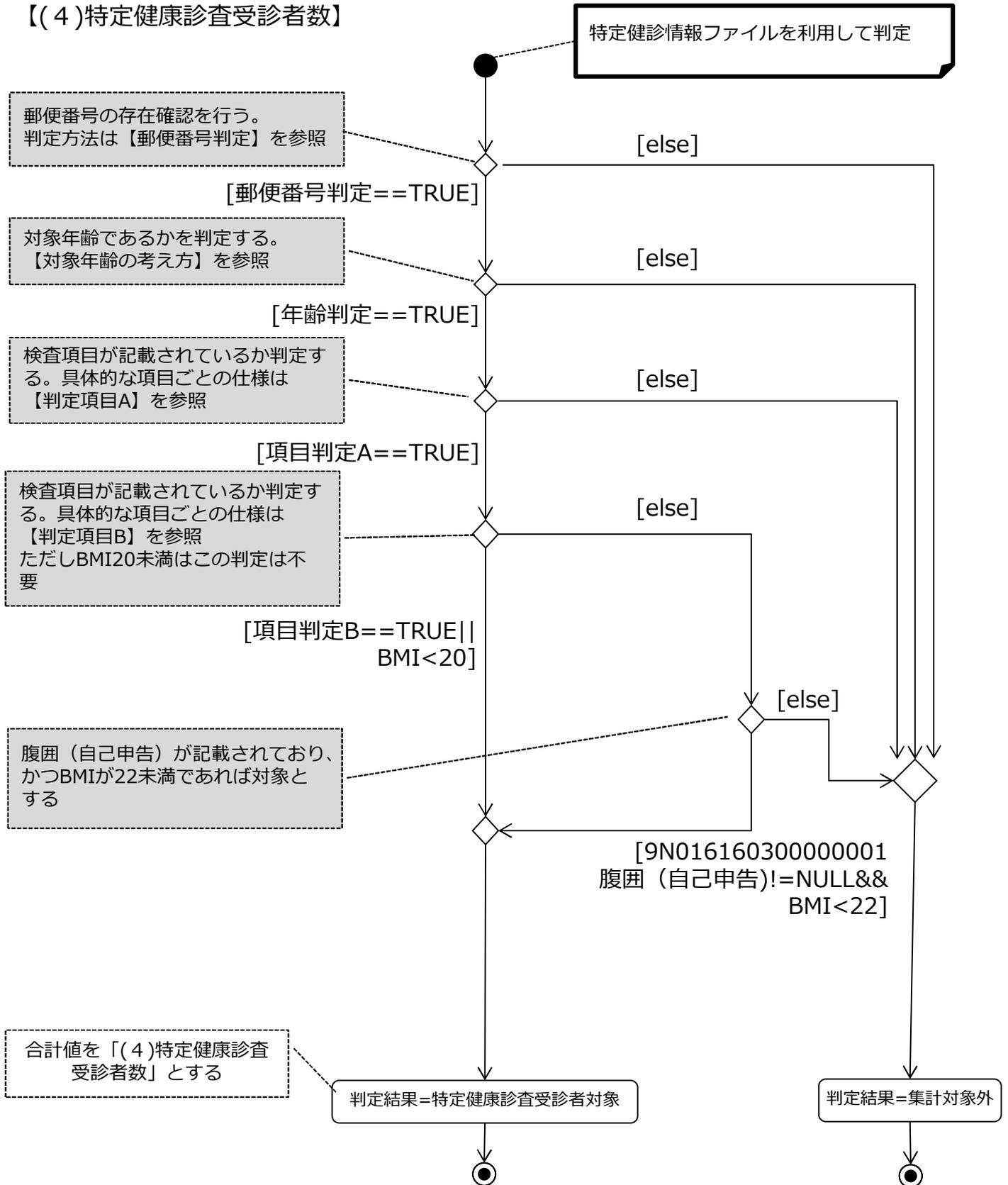
※4 初回面接未完了の者は含めない。

3. 集計情報ファイルの計算方法 - 項目一覧 (3/3)

No	項目	備考	本資料の対象
54	特定保健指導（積極的支援）終了者の腹囲 2 cm・体重 2 kg減達成者数（人）	38のうち、2cm・2kg減を達成した者の数	
55	特定保健指導（積極的支援）終了者の腹囲 2 cm・体重 2 kg減達成割合（%）	=54/38 * 100	
56	特定保健指導（積極的支援）終了者の腹囲 1 cm・体重 1 kg減達成者数（人）	38のうち、1cm・1kg減を達成した者の数	
57	特定保健指導（積極的支援）終了者の腹囲 1 cm・体重 1 kg減達成割合（%）	=56/38 * 100	
58	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(食習慣)者数（人）	38のうち、食習慣の改善した者の数	
59	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(食習慣)割合（%）	=58/38 * 100	
60	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(運動習慣)者数（人）	38のうち、運動習慣の改善した者の数	
61	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(運動習慣)割合（%）	60/38 * 100	
62	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(喫煙習慣)者数（人）	38のうち、喫煙習慣の改善した者の数	
63	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(喫煙習慣)割合（%）	=62/38 * 100	
64	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(休養習慣)者数（人）	38のうち、休養習慣の改善した者の数	
65	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(休養習慣)割合（%）	=64/38 * 100	
66	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(その他の生活習慣)者数（人）	38のうち、その他の生活習慣の改善した者の数	
67	特定保健指導（積極的支援）終了者の生活習慣の改善(その他の生活習慣)割合（%）	=66/38 * 100	

3. 集計情報ファイルの計算方法- 特定健康診査受診者数（人）

【(4)特定健康診査受診者数】



3. 集計情報ファイルの計算方法- 特定健康診査受診者数（人）

【項目判定A】

以下のNo. 1 からNo.23の項目をすべてに記載がある場合に集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	9N001000000000001	身長	数字	
2	9N006000000000001	体重	数字	
3	9N011000000000001	B M I	数字	
4	9N056000000000011	既往歴	コード	
5	9N061000000000011	自覚症状	コード	
6	9N066000000000011	他覚症状	コード	
7	9N501000000000011	メタボリックシンドローム判定	コード	
8	9N506000000000011	保健指導レベル	コード	
9	9N701000000000011	服薬 1（血圧）	コード	
10	9N706000000000011	服薬 2（血糖）	コード	
11	9N711000000000011	服薬 3（脂質）	コード	
12	9N736000000000011	喫煙	コード	
13	9A755000000000001	収縮期血圧（その他）	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	9A752000000000001	収縮期血圧（2回目）	数字	
	9A751000000000001	収縮期血圧（1回目）	数字	
14	9A765000000000001	拡張期血圧（その他）	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	9A762000000000001	拡張期血圧（2回目）	数字	
	9A761000000000001	拡張期血圧（1回目）	数字	
15	3F015000002327101	空腹時中性脂肪（可視吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)）	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3F015000002327201	空腹時中性脂肪（紫外吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)）	数字	
	3F015000002399901	空腹時中性脂肪（その他）	数字	
	3F015012992327101	随時中性脂肪（可視吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)）	数字	
	3F015012992327201	随時中性脂肪（紫外吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)）	数字	
	3F015012992399901	随時中性脂肪（その他）	数字	
16	3F070000002327101	HDL コレステロール（可視吸光光度法（直接法（非沈殿法）））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3F070000002327201	HDL コレステロール（紫外吸光光度法（直接法（非沈殿法）））	数字	
	3F070000002399901	HDL コレステロール（その他）	数字	
17	3F077000002327101	LDL コレステロール（可視吸光光度法（直接法（非沈殿法）））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3F077000002327201	LDL コレステロール（紫外吸光光度法（直接法（非沈殿法）））	数字	
	3F077000002399901	LDL コレステロール（その他）	数字	
	3F077000002391901	LDLコレステロール（計算法）	数字	
	3F069000002391901	non-HDLコレステロール	数字	
18	3B035000002327201	AST(GOT)（紫外吸光光度法（JSCC 標準化対応法））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3B035000002399901	AST(GOT)（その他）	数字	
19	3B045000002327201	ALT(GPT)（紫外吸光光度法（JSCC 標準化対応法））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3B045000002399901	ALT(GPT)（その他）	数字	
20	3B090000002327101	γ-GT(γ-GTP)（可視吸光光度法（JSCC 標準化対応法））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3B090000002399901	γ-GT(γ-GTP)（その他）	数字	
21	3D010000001926101	空腹時血糖（電位差法（ブドウ糖酸化酵素電極法））	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	3D010000002227101	空腹時血糖（可視吸光光度法（ブドウ糖酸化酵素法））	数字	
	3D010000001927201	空腹時血糖（紫外吸光光度法（ヘキソキナーゼ、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法））	数字	
	3D010000001999901	空腹時血糖（その他）	数字	
	3D010129901926101	随時血糖（電位差法（ブドウ糖酸化酵素電極法））	数字	
	3D010129902227101	随時血糖（可視吸光光度法（ブドウ糖酸化酵素法））	数字	
	3D010129901927201	随時血糖（紫外吸光光度法（ヘキソキナーゼ、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法））	数字	
	3D010129901999901	随時血糖（その他）	数字	
	3D046000001906202	HbA1C（免疫学的方法（ラテックス凝集比濁法等））	数字	
	3D046000001920402	HbA1C（HPLC（不安定分画除去法 HPLC 法））	数字	
	3D046000001927102	HbA1C（酵素法）	数字	
3D046000001999902	HbA1C（その他）	数字		
22	9N141000000000011	採血時間(食後)	コード	
23	1A020000000191111	尿糖（試験紙法（機械読み取り））	コード	尿蛋白および尿糖の記載がある者 もしくは検査未実施の理由に記載のある者
	1A020000000190111	尿糖（試験紙法（目視法））	コード	
	1A010000000191111	尿蛋白（試験紙法（機械読み取り））	コード	
	1A010000000190111	尿蛋白（試験紙法（目視法））	コード	
	9N512000000000011	検査未実施の理由	コード	

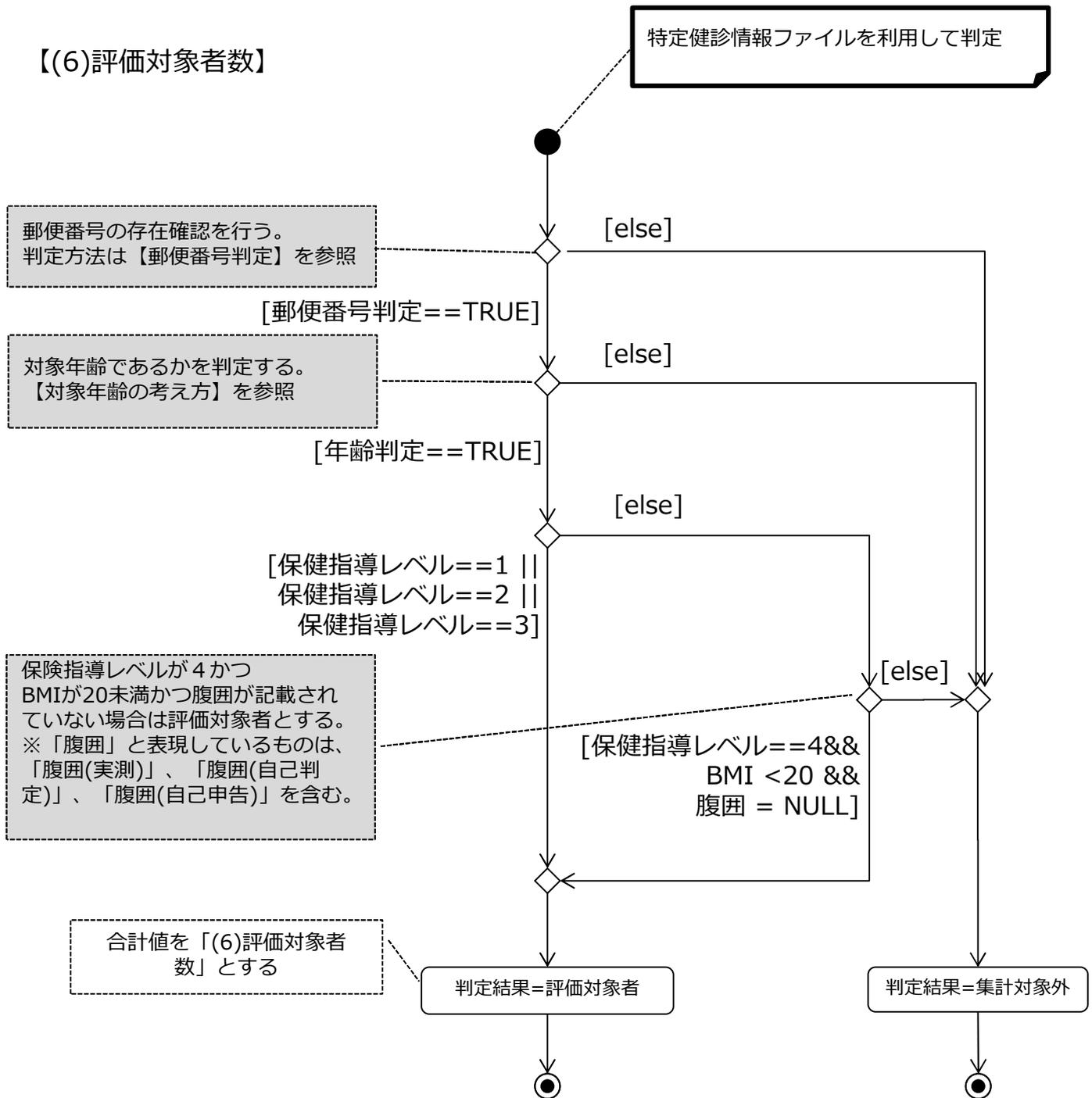
3. 集計情報ファイルの計算方法- 特定健康診査受診者数（人）

【項目判定B】

以下に当てはまる場合に集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	9N021000000000001	内臓脂肪面積	数字	いずれかに健診結果の記載がある者
	9N016160100000001	腹囲（実測）	数字	
	9N016160200000001	腹囲（自己判定）	数字	

3. 集計情報ファイルの計算方法- 評価対象者数



3. 集計情報ファイルの計算方法- 内臓脂肪症候群該当者数および予備群者数、薬剤を服用している者の数

【(7)内臓脂肪症候群該当者数、(9)内臓脂肪症候群予備群者数】

特定健診情報ファイルを用いた内臓脂肪症候群該当者数、内臓脂肪症候群予備群者数の該当者数の集計方法は以下の表に従う。

「評価対象者数」の判定は【(6)評価対象者数】を参照。

(7)内臓脂肪症候群該当者数	「(6)評価対象者数」のうち、「メタボリックシンドローム判定」が、「1:基準該当」である者の合計
(9)内臓脂肪症候群予備群者数	「(6)評価対象者数」のうち、「メタボリックシンドローム判定」が、「2:予備群該当」である者の合計

【(11)(13)(15)薬剤を服用している者の数】

特定健診情報ファイルを用いた服薬者数の集計方法は以下の表に従う。

(11)高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	「服薬1(血圧)」が「1:はい」である者 あるいは 「保険者再確認 服薬1(血圧)」が、「1:質問票の記載違い(服薬中)を確認」、「2:健診以後に服薬開始を確認」である者の合計
(15)糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	「服薬2(血糖)」が「1:はい」である者 あるいは 「保険者再確認 服薬2(血糖)」が、「1:質問票の記載違い(服薬中)を確認」、「2:健診以後に服薬開始を確認」である者の合計
(13)脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	「服薬3(脂質)」が「1:はい」である者 あるいは 「保険者再確認 服薬3(脂質)」が、「1:質問票の記載違い(服薬中)を確認」、「2:健診以後に服薬開始を確認」である者の合計

【(34)(45)特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導対象者から除外した者の数】

特定健診情報ファイルを用いて保健指導区分ごとに対象者から除外した者の数の集計方法は以下の表に従う。

(34)特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導(積極的支援レベル)対象者から除外した者の数	「(6)評価対象者数」のうち積極的支援に該当する者※であり、「項目判定C」表に該当する者の合計
(45)特定保健指導開始前に、服薬確認により特定保健指導(動機付け支援レベル)対象者から除外した者の数	「(6)評価対象者数」のうち動機付け支援に該当する者※であり、「項目判定C」表に該当する者の合計

※ただし階層化実施時点で服薬している者を除外しない(服薬有無を判定する前の判定結果を使用する)点に注意。「メタボリック判定・保健指導レベル判定ロジック」を参照のこと。

【項目判定C】

No.1とNo.2のいずれかの定義に該当する者を集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	9N701000000000011	服薬1(血圧)	コード	いずれか項目で「1:はい」の者
	9N706000000000011	服薬2(血糖)	コード	
	9N711000000000011	服薬3(脂質)	コード	
2	9N702167200000049	保険者再確認 服薬1(血圧)	コード	いずれか項目で「1:質問票の記載違い 服薬中を確認」もしくは「2:健診以後に服薬開始を確認」の者
	9N707167200000049	保険者再確認 服薬2(血糖)	コード	
	9N712167200000049	保険者再確認 服薬3(脂質)	コード	

3. 集計情報ファイルの計算方法 - 積極的支援、動機付け支援相当、動機付け支援の利用者数

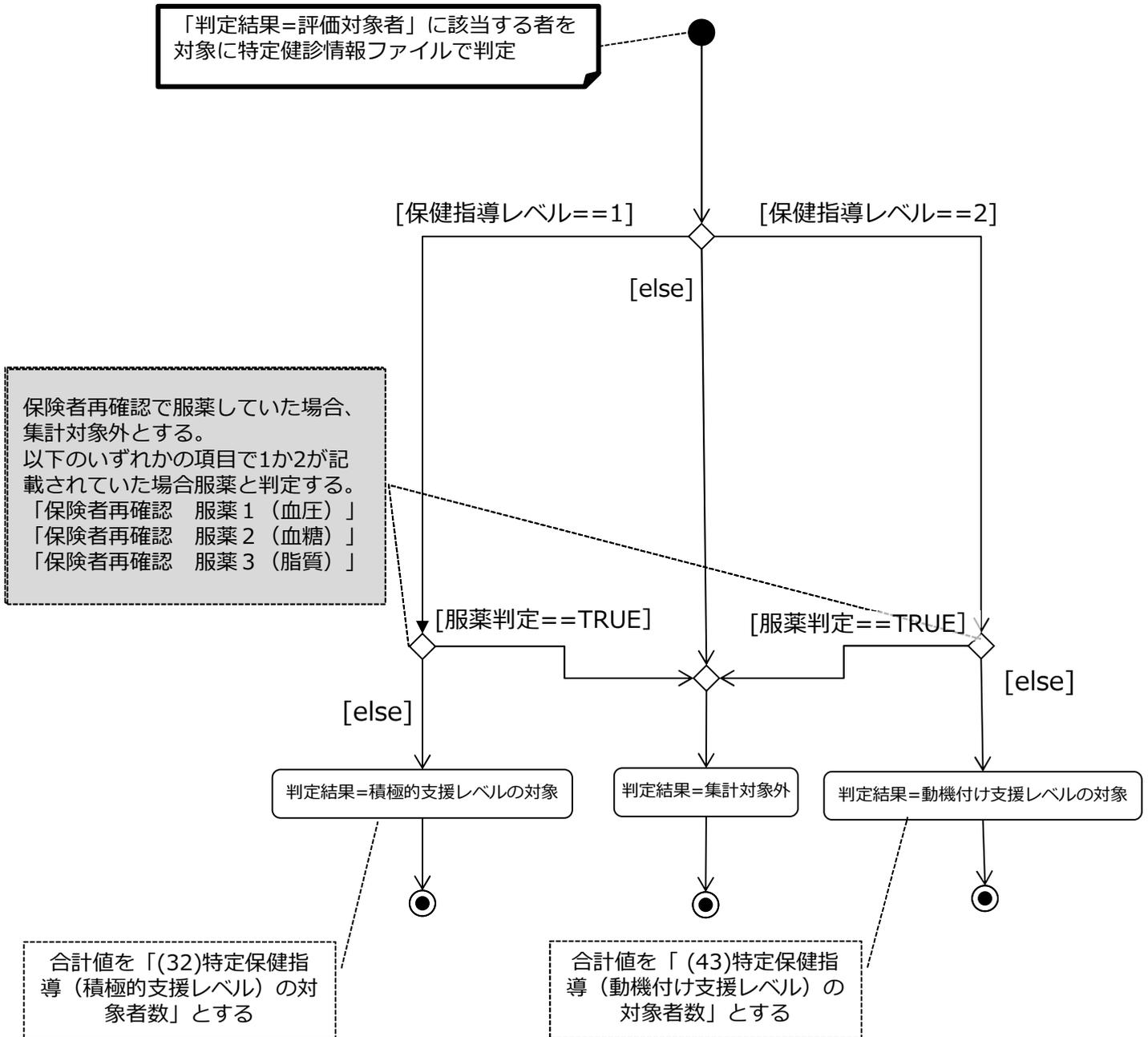
【(35)(36)(46)特定保健指導の利用者数】

保健指導の利用者数は保健指導の対象者数から保健指導区分、初回面接区分を用いて判定を行う。保健指導区分ごとの集計方法は以下の表に従う。

(35)特定保健指導（積極的支援）の利用者数	「(32)特定保健指導（積極的支援レベル）の対象者数」のうち、特定保健指導情報上の保健指導区分が「1：積極的支援」であり、指導初回情報セクション（90030）が存在する者の合計。
(36)特定保健指導（動機付け支援相当）の利用者数	「(32)特定保健指導（積極的支援レベル）の対象者数」のうち、特定保健指導情報ファイル上の保健指導区分が「3：動機付け支援相当」であり、指導初回情報セクション（90030）が存在する者の合計。
(46)特定保健指導（動機付け支援）の利用者数	「(43)特定保健指導（動機付け支援レベル）の対象者数」のうち、特定保健指導情報ファイル上の保健指導区分が「2：動機づけ支援」であり、指導初回情報セクション（90030）が存在する者の合計。

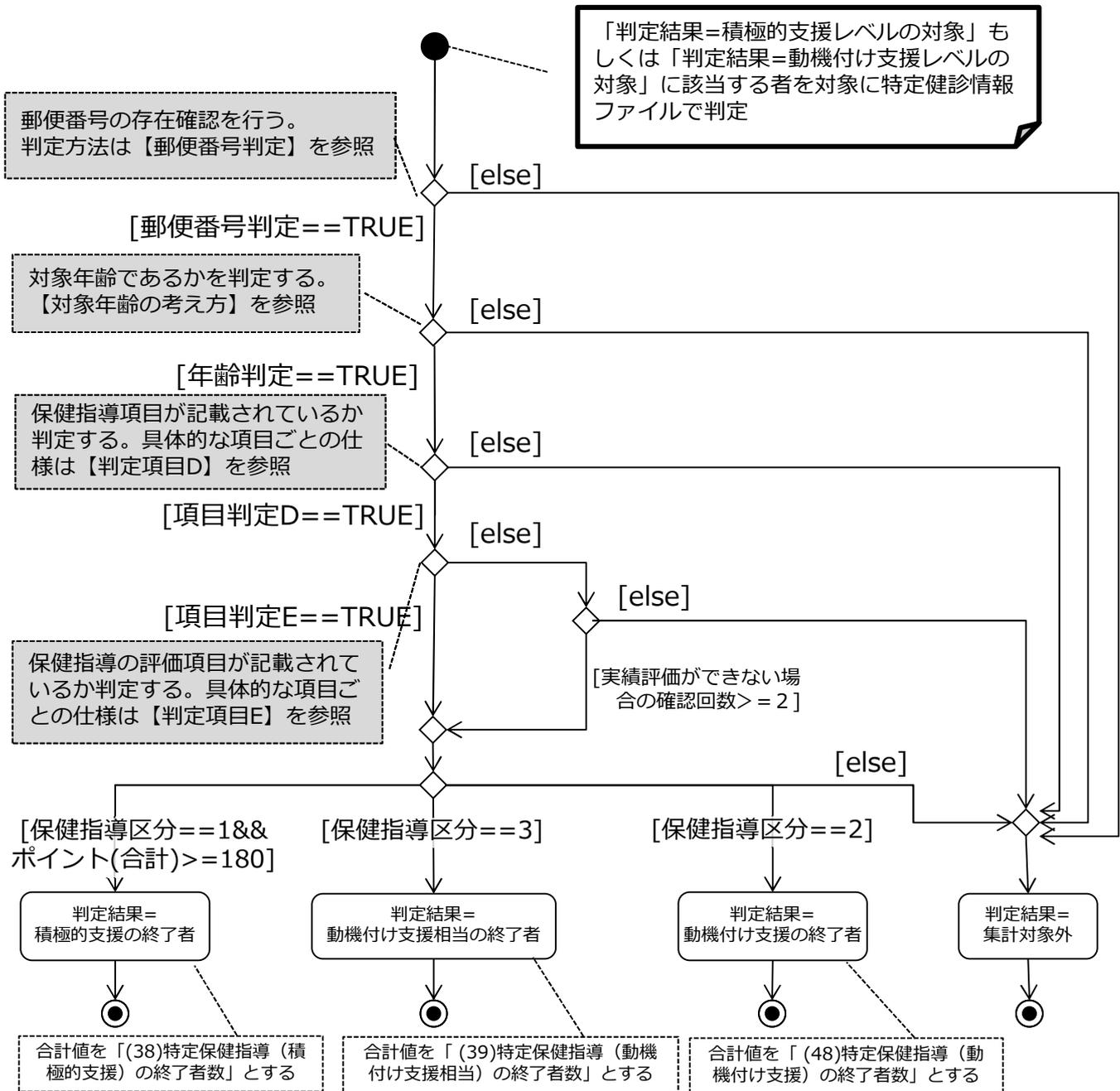
3. 集計情報ファイルの計算方法- 積極的支援対象者数、動機付け支援対象者数

【(32)特定保健指導（積極的支援レベル）の対象者数、
 (43)特定保健指導（動機付け支援レベル）の対象者数】



3. 集計情報ファイルの計算方法- 積極的支援終了者、動機付け支援相当終了者、動機付け支援終了者

【(38)特定保健指導（積極的支援）の終了者数、(39)特定保健指導（動機付け支援相当）の終了者数、(48)特定保健指導（動機付け支援）の終了者数】



【項目判定D】

以下のNo. 1 からNo.7の項目をすべてに記載がある場合に集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	1022000011	初回面接の実施日付	年月日	
2	1022000012	初回面接による支援の支援形態	コード	
3	1022000013	初回面接の実施時間	数字	
4	1022000015	初回面接の実施者	コード	
5	1042000011	実績評価の実施日付	年月日	
6	1042000012	実績評価の支援形態又は確認方法	コード	
7	1042000015	実績評価の実施者	コード	

3. 集計情報ファイルの計算方法- 積極的支援終了者、動機付け支援相当終了者、動機付け支援終了者

【項目判定E】

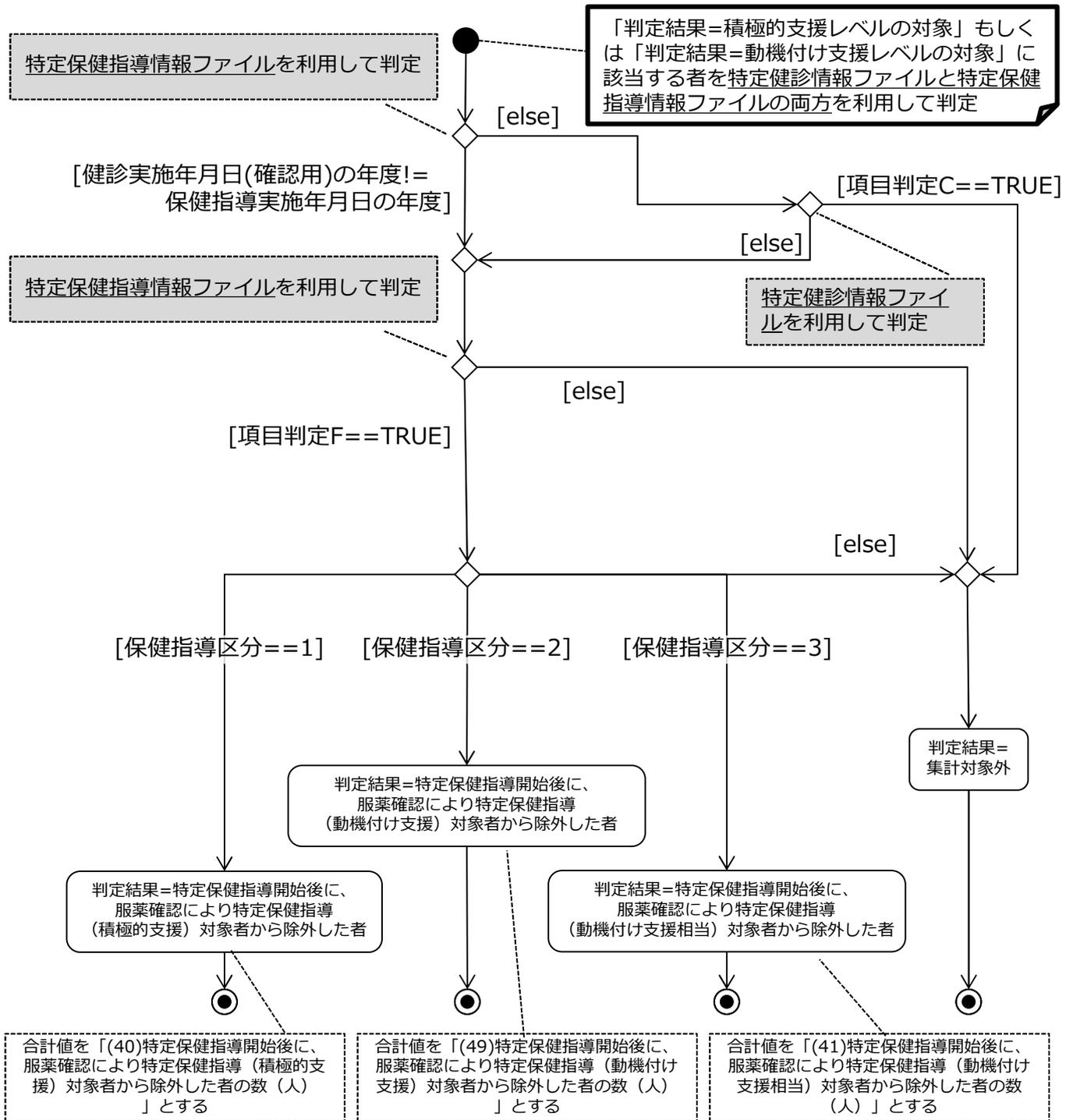
以下のNo. 1 からNo.11の項目をすべてに記載がある場合に集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	1042001031	実績評価時の腹囲	数字	
2	1042001032	実績評価時の体重	数字	
3	1042001044	実績評価時の腹囲・体重の改善	コード	
4	1042001042	実績評価時の生活習慣の改善(食習慣)	コード	
5	1042001041	実績評価時の生活習慣の改善(運動習慣)	コード	
6	1042001043	実績評価時の生活習慣の改善(喫煙習慣)	コード	
7	1042001045	実績評価時の生活習慣の改善(休養習慣)	コード	
8	1042001046	実績評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)	コード	
9	1042001060	実績評価時のポイント(アウトカム評価の合計)	数字	

3. 集計情報ファイルの計算方法-保健指導以後に服薬中のため対象者から除外した者の数

【(40)(41)(49)特定保健指導開始後に、服薬確認により特定保健指導対象者から除外した者の数】

保健指導区分ごとに下記項目判定Fの定義に該当する者を集計対象とする。



【項目判定F】

以下に当てはまる場合に集計対象とする。

No.	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1	1020000005	保健指導後 服薬1 (血圧)	コード	いずれか項目で「1:保健指導以後に服薬開始を確認」の者
	1020000006	保健指導後 服薬2 (血糖)	コード	
	1020000007	保健指導後 服薬3 (脂質)	コード	